

世界に誇る 皇室の伝統を 守り伝えよう!

男系による安定的な皇位継承を実現するための
国民運動の提唱

世界各国の王室と日本の皇室

主な君主国	2000	1500	1000	AD	BC660	王位継承年数
日本	[Yellow bar from 2000 to BC660]					2680年126代
デンマーク	★	[Pink bar from 1066 to 1000]				1060年55代
イギリス	★	[Pink bar from 1066 to 1000]				950年40代
スペイン	★	[Pink bar from 1500 to 1000]				570年20代
スウェーデン	★	[Pink bar from 1500 to 1000]				500年23代
モロッコ	★	[Yellow bar from 2000 to 1000]				400年22代
タイ	★	[Pink bar from 2000 to 1000]				240年10代
オランダ	[Pink bar from 2000 to 1000]					200年7代
ベルギー	[Pink bar from 2000 to 1000]					190年7代
ノルウェー	[Pink bar from 2000 to 1000]					115年3代

男系で継承 女系を容認
★王朝の交替や断絶あり

各国の王室と比較した日本の皇室
① 成立の起源が神話に遡る世界最古の王室
② 歴代の皇位継承者が最も多い126代
③ 王朝の断絶や交替が一度もない
④ 同じ血統の男系で126代継承されてきた

令和3年2月11日

皇室の伝統を守る国民の会

会長 三好 達(元最高裁長官)

国民運動の提唱

- ① 令和2年11月8日「立皇嗣の礼」が行われ、これにより、秋篠宮殿下が皇位継承順位第1位であられることが内外に宣明された。これを受け政府は、退位特例法の附帯決議に基づき「安定的な皇位の継承を確保するための諸課題」並びに「女性宮家の創設等」について検討を開始することを明言した。
- ② その検討にあたっては、当然、皇室典範及び退位特例法によって確定し、かつ「立皇嗣の礼」によって内外に明示された現在の皇位継承順位、すなわち皇嗣秋篠宮殿下、悠仁親王殿下という皇位継承が前提となる。
- ③ 現在、陛下の次世代に当たる皇族男子は悠仁親王殿下のみであられる。皇室の将来を見据えたとき、悠仁親王殿下が皇位を継承されるときには、男子皇族が一人もおられない事態も想定せざるを得ない。そうした事態が生じたとき、古来例外なく126代にわたって継承されてきた男系(父方系)による皇位継承の伝統が改変される恐れがある。それは男系(父方系)で守られてきた皇統の終焉であり、わが国の国柄、国の在り方の根本にかかわる問題である。男系(父方系)による皇位継承の伝統は、悠仁親王殿下が皇位を継承された後も厳守されなければならない。
- ④ そこで重要な選択肢となるのが、昭和22年10月に皇籍を離脱した旧宮家の男系男子孫を皇族に迎え入れる方策である。旧宮家の方々は、戦後、皇籍を離脱され民間人となられたが、実は、現在も、現皇室と菊^{きく}栄^{えい}親睦会の集まりなどで緊密な交流を続けてこられている。さらには旧宮家の方々に明治天皇、昭和天皇の内親王が嫁がれていることから旧宮家の男系男子孫の中には現皇族と、いところをはじめ近い親戚関係にある方々もおられ、即位礼正殿の儀や大嘗祭といった皇位継承儀礼にもお招きを受けておられる。
- ⑤ 戦後、旧宮家の皇籍離脱が行われたのは、日本国憲法施行後であるから、旧宮家の方々は、離脱なされるまでは、日本国憲法の下での皇族であられた。

そして、旧宮家の男子は、皇位継承順位を定めた皇室典範第2条第2項「前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。」の規定によって、皇位継承権を持つお立場にあられる方々であった。

- ⑥したがって旧宮家の男系男子孫の方々は、日本国憲法下であっても皇族であられた方々の子孫である。昭和22年当時、宮内府次長であった加藤進氏は、鈴木貫太郎元首相に対し「離脱なさる宮様方につきましても、これまでの皇室典範からいって皇位継承権を持っておられるのでございますから、皇族を下られるにつきましても、……『(皇籍を離脱された方々に対して)万が一にも皇位を継ぐべきときが来るかもしれないとの御自覚の下で身をお慎みになっていただきたい』とも申し上げました」と述べた。
- ⑦男系(父方系)による皇位の安定的継承を確保するためには、次の世代である悠仁親王殿下をお支えすることのできる方々を、旧宮家の男系男子孫の中から皇族に迎え入れるため、あらゆる方策を講じることが、もっとも道理にかなった方策である。
- ⑧このことに関して悠仁親王殿下までは皇位の継承順位が確定していることから解決を将来に託すべきであるとの考え方もある。しかしながら、将来にわたっての男系による皇位継承者を確保しておくことは極めて重要である。(3)で述べたように、現在、陛下の次世代に当たる皇族男子は悠仁親王殿下のみであられ、悠仁親王殿下が皇位を継承されるときには、男子皇族が一人もおられない事態も想定せざるをえないことからすれば、男系による皇位の安定的な継承のための方策を策定して、これを実施し、問題を解決しておくべきときは、今を措いてないと言わなければならない。
- ⑨以上の認識を踏まえ、「皇室の伝統を守る国民の会」は、今般、あらためて各界各層の有識者に賛同を呼びかけ、男系による安定的な皇位の継承を確保するため、旧宮家の男系男子孫の方が皇族となることを可能とする法整備を実現する国民運動に取り組むことを表明するものである。

解説資料

① 政府は、今後「安定的な皇位継承」に関する検討を行う方針

加藤勝信官房長官が「立皇嗣の礼」を受けて、政府として検討を明言

「1月8日に天皇陛下の御即位に伴う一連の行事の最後となる立皇嗣の礼がつつがなく行われたところでありますので、今後、衆参両院の委員会で可決された附帯決議の趣旨を尊重して、しっかりと対応させていただきたいと考えております。」（令和2年1月17日・参議院内閣委員会）

② 皇室には、悠仁親王と同世代以下の男子皇族はおられない

現在の皇室には、悠仁親王と同世代以下の男子皇族はおられない。将来悠仁親王殿下が即位された時、皇室に男子皇族がおられない可能性がある。

《現在の皇室の男子皇族》

上皇陛下世代	……上皇陛下・常陸宮殿下
天皇陛下世代	……天皇陛下・秋篠宮殿下
悠仁親王殿下世代	……悠仁親王殿下

③ 現行憲法および皇室典範でわが国は、皇位の男系継承を規定

皇位の男系継承の伝統を踏まえ、憲法は皇位の世襲を、皇室典範はその皇位の世襲が皇統に属する男系の男子に限られている、と定めている。

イ、日本国憲法第2条

皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

ロ、皇室典範第1条

皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

④ 寛仁親王殿下が現皇族と旧宮家との親しい関係を証言

故三笠宮寛仁親王殿下は、現皇族と旧宮家の方々が現在もごく親しい付き合いをしていることを証言しておられる。（文春ムック『日本が震えた皇室の肉声』所収）

「みなさんが意外にご存じないのは、我々現職の皇族と旧宮家の方々はすごく近く付き合ってきたことです。それは先帝様のご親戚の集まりである『菊栄親睦会』をベースとして、たとえばゴルフ好きが集まって会を作ったりしています。また、お正月や天皇誕生日には、皇族と旧皇族が全員、皇居に集まって両陛下に拝賀というご挨拶をします。最初に我々皇族がお辞儀をして、その後、旧皇族の方々が順番にご挨拶をしていく。ですから、我々にはまったく違和感などありません。」

⑤ 旧宮家には、現皇族の親戚関係の方々もおられる

現皇室と旧宮家との親戚関係に関する池田憲治宮内庁次長の国会答弁(令和2年2月19日、衆議院予算委員会)

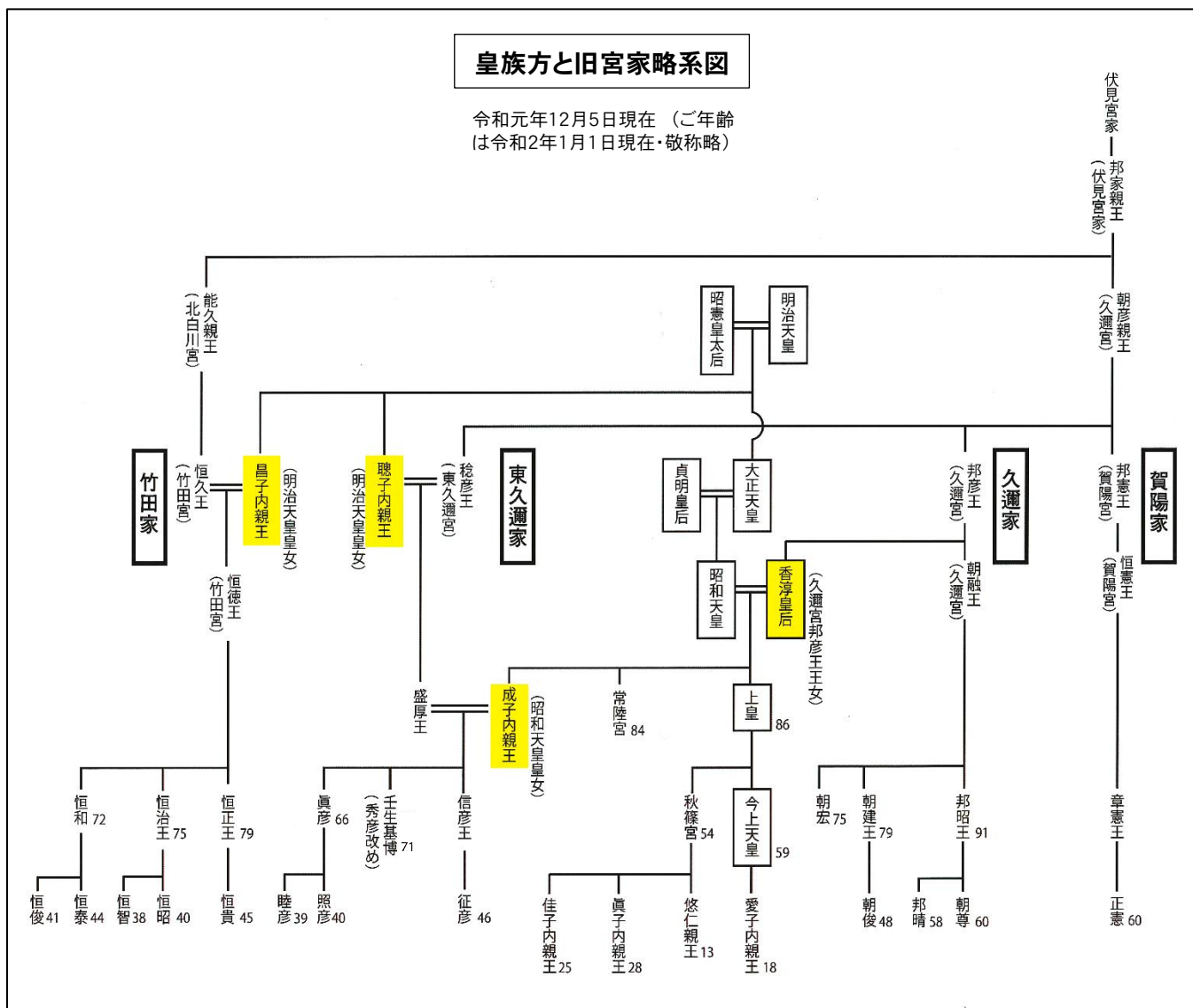
「上皇陛下と久邇宮家との関係については、上皇陛下のお母様であり、大正十三年に昭和天皇と御結婚された香淳皇后が久邇宮邦彦王のお子様でありまして、上皇陛下と邦彦王のお孫様である久邇邦昭様とはいとこの関係でございます。

また、上皇陛下と東久邇宮家との関係についてお尋ねがございましたが、上皇陛下のお姉様である成子内親王は、昭和十八年に東久邇宮盛厚王と御結婚されています。そのお子様である東久邇信彦様は天皇陛下のいとこに当たられます。

また、明治天皇と竹田宮家との関係でございますけれども、明治天皇のお子様である昌子内親王は、明治四十一年に竹田宮恒久王と御結婚をされております。

また、東久邇宮家につきましては、明治天皇のお子様であります聡子内親王が、大正四年に東久邇宮稔彦王と御結婚をされております。」

〔皇族方と旧宮家のご親戚関係略系図〕



⑥ 宮内庁が現皇族と旧宮家の方々の交流の場「菊栄親睦会」をお世話している

池田憲治宮内庁次長の菊栄親睦会に関する国会答弁(令和2年2月19日・衆議院予算委員会)

「菊栄親睦会は、秋篠宮皇嗣同妃両殿下を始めとする成年の皇族方、そして昭和二十二年に皇族の身分を離れた方のうち当主の系統にある方及びその配偶者、そしてそれ以降に皇族の身分を離れた方及びその配偶者を会員とする任意団体としての親睦会でございます。

宮内庁は、皇族方の公私にわたるお世話をしておりますことから、同会のお手伝いをしているところでございます。」

⑦ 旧宮家の方々は、現在も皇位継承の重要儀礼などに招かれている

(1)政府による「即位礼正殿の儀」参列者の種別一覧

- | | |
|-----------------|------------------|
| ①外国元首 | ⑮認証官、事務次官等 |
| ②祝賀使節等 | ⑯市・町村長会の代表 |
| ③駐日外交使節団の長等 | ⑰市・町村議会議長の代表 |
| ④旧皇族、御親族 | ⑱民間関係者（国会・各省庁等別） |
| ⑤内閣総理大臣、国務大臣 | イ、文化勲章受章者 |
| ⑥衆議院議長・議員 | ロ、海外日系人代表 |
| ⑦参議院議長・議員 | ハ、衆議院 |
| ⑧最高裁判所長官・判事 | ニ、参議院 |
| ⑨内閣官房副長官 | ホ、国立国会図書館 |
| ⑩政務次官 | ヘ、内閣・総理府 |
| ⑪内閣法制局長官 | ト、会計検査院 |
| ⑫元三権の長 | チ、人事院 |
| ⑬都道府県知事 | リ、公正取引委員会 |
| ⑭都道府県議会議長 | (宮内庁『平成大礼記録』より) |

(2)大嘗祭(平成・令和)に出席された旧皇族・親族関係の方々(政府提出資料に記載された名簿)

- 久邇邦昭氏(旧皇族・久邇宮邦昭王)
- 伏見博明氏(旧皇族・伏見宮博明王)
- 朝香誠彦氏(旧皇族・朝香宮誠彦王)
- 島津貴子氏(旧皇族・昭和天皇第5皇女)
- 近衛甯子氏(旧皇族・三笠宮崇仁親王第1王女)
- 千 容子氏(旧皇族・三笠宮崇仁親王第2王女)
- 壬生基博氏(東久邇盛厚王の次男・昭和天皇外孫)
- 東久邇眞彦氏(東久邇盛厚王の3男・昭和天皇外孫)

⑧ 昭和22年当時、旧宮家の方々は第2条第2項に規定される皇族であった

皇室典範第2条 ()内は昭和22年当時の皇族男子

皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。

- 一 皇長子(皇太子殿下 ※現上皇陛下)

- 二 皇長孫
- 三 その他の皇長子の子孫
- 四 皇次子及びその子孫（常陸宮殿下）
- 五 その他の皇子孫
- 六 皇兄弟及びその子孫（秩父宮殿下・高松宮殿下・三笠宮殿下・寛仁親王殿下）
- ② 前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。（11宮家）

⑨ 旧宮家の方々は、現行憲法下でも5か月余りは皇族だった

昭和22年1月16日、新皇室典範が公布

昭和22年5月3日、日本国憲法が施行



この間、旧宮家の方々は皇族であった



昭和22年10月13日、皇室会議が開かれ、翌14日を以って11宮家、計51人が皇族の身分を離れることが決議された

⑩ 加藤元宮内府次長の証言－離脱なさる宮様方は皇位継承権を持っておられる

『正論S P vol12 天皇との絆が実感できる100の視座』より

鈴木貫太郎元首相「今日、皇族の方々が臣籍に下られることがやむを得ないことはわかったが、しかし皇統が絶えることになったならどうであろうか。」

加藤進宮内府次長「非常にその点は心配です。しかし、皇太子殿下もいずれご結婚をあそばされるでしょうし、また三笠宮殿下にもご子息がいらっしゃるのになんとかなるとは思いますが。しかも、離脱なさる宮様方につきましても、これまでの皇室典範からいって皇位継承権を持っておられるのでございますから、皇族を下られるにつきましても、宮内省としては全力をつくして十分な生活費をお与えし、品位を保つだけの費用は用意いたすつもりです。これについての成算はございます。『万が一にも皇位を継ぐべきときが来るかもしれないとのご自覚の下で身をお慎しみになっていただきたい』とも申しあげました。」

⑪ 現在の宮家は女性皇族しかおられず、いずれ廃絶することになる

(1)現在の各宮家の構成(令和3年1月1日現在)

《秋篠宮》……皇位継承者を除いては女性皇族のみ

秋篠宮殿下（皇位継承順位第1位・55歳） 悠仁親王（皇位継承順位第2位・14歳）

秋篠宮妃殿下（54歳） 眞子内親王（29歳） 佳子内親王（26歳）

《常陸宮》……宮家を継がれるべき次世代の男子皇族がおられない

常陸宮殿下（皇位継承順位第3位・85歳） 常陸宮妃殿下（80歳）

《三笠宮》……女性皇族のみで宮家を継がれるべき男子皇族がおられない

三笠宮妃殿下（97歳） 寛仁親王妃殿下（65歳） 彬子女王（39歳） 瑤子女王（37歳）
《高円宮》……女性皇族のみで宮家を継がれるべき男子皇族がおられない
高円宮妃殿下（67歳） 承子女王（34歳）

(2) 皇室典範第12条

皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

⑫ 旧宮家の皇籍離脱には、GHQによる皇室に対する圧迫があった

(1) 旧宮家には皇室及び国の経済支援の停止・高額な財産税が課せられた

政府資料「戦後、皇室の財産について採られた措置」（平成17年小泉内閣において設置された「皇室典範に関する有識者会議」に対し政府が作成提出した資料）

○各宮家に贈賜されていた歳費等の打ち切り

- ・皇室から各宮家に支給されていた歳費が昭和21年5月で打ち切られたこと
- ・日本国憲法施行後は国庫から皇族費を支出することになったが3直宮家(註 秩父・高松・三笠3宮家)の年額による皇族費のみが予算に計上され、11宮家には予算が計上されなかったこと

○皇室財産の廃止・縮小

昭和22年3月31日までに、皇室及び各宮家の財産に対して、財産税および戦時補償特別税が課税され、その結果約89%が納付されたこと

(註)これらを紹介したあと、政府提出資料は「以上のような皇室財産等に係る措置の背景には連合国最高司令官総司令部(GHQ)の方針があった。」と指摘している。

(2) GHQは3直宮家のみ存続を認める方針だった

木下道雄元侍従次長『側近日誌』昭和21年1月1日記事

「下記はD y k e (註 ダイク) の意見を聞き書きしたものだ。……今上天皇及び男子御兄弟御三方の皇族としての已存権を確認す。」

※ダイクGHQ民間情報教育局長は、天皇陛下および秩父・高松・三笠3宮家の存続を認める、との意見を述べていた。

(3) 日本側は皇室の共倒れを防ぐには11宮家の臣籍降下を行うしかない判断

外務省特別資料部第1課「皇室に関する諸制度の民主化」（昭和23年10月作成）

「(皇室の) 財産上の特権が剥奪され、財産税が徴集せられ、継続的収入の途が杜絶され、且つ皇族費は国費として計上されるとしても各皇族が品位を保たれるに十分な国家支出をなすことは困難と考えられ、皇族方の共倒れを救う一つの道は(11宮家の方々の)臣籍降下である。」

皇室の伝統を守る国民の会

「皇室の伝統を守る国民の会」（会長・三好達元最高裁長官）は、平成18年以来の「伝統に基づく皇位継承制度」の堅持を求める諸活動への取り組みを踏まえ、平成24年5月30日、各界各層の有識者500名の賛同により設立されました。男系による万世一系の皇位継承の伝統を踏まえた盤石なる皇室制度が確立されることを目指し、提言活動や啓発活動を推進しています。

〔事務局/お問合せ先〕

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-2-2 朝日ビル4階 TEL03-5213-4318 FAX03-5212-7201